

## ○長野県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について

令和6年3月18日  
例規第7号県警察本部長  
各部長  
各所属長

長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号）第4条第3項の規定により、長野県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるため、次のとおり長野県警察情報セキュリティ委員会運営要綱を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、誤りがないようにされたい。

### 長野県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

#### 1 任務

委員会の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- (3) (1)及び(2)に規定する事項の見直しを行う必要性の有無
- (4) 情報セキュリティ監査責任者の作成した年度情報セキュリティ監査計画
- (5) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「監査結果」という。）に基づく対策
- (6) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他長野県警察における情報セキュリティに関する事項で、長野県警察情報セキュリティ委員会委員長（以下「委員長」という。）が重要と認めるもの

#### 2 構成

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部総務課長
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部会計課長
- (4) 警務部監察課長
- (5) 警務部情報管理課長
- (6) 生活安全部生活安全企画課長
- (7) 地域部地域課長
- (8) 刑事部刑事企画課長
- (9) 交通部交通企画課長
- (10) 警備部警備企画課長
- (11) 警備部警備第二課長
- (12) 関東管区警察局長長野県情報通信部情報技術解析課長

#### 3 分科会

- (1) 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

ア 監査結果に基づく対策に関すること。

イ 警察情報システム、管理対象情報その他長野県警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

(2) 分科会に、分科会長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

(3) 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

#### 4 運営

(1) 委員長は、毎年1回以上委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長に事故のあるときは、警務部情報管理課長が委員長の職務を行う。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 5 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。